

千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）の電気設備改修工事について

平成30年度第1回文化財保護審議会（平成31年3月11日）において報告した標記工事の進捗状況について報告します。

1 施設概要

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 所在地 | 千葉市稲毛区稲毛1-16-12 （国道14号沿浅間神社大鳥居） |
| 築年 | 1913（大正2）年竣工 ※推定 |
| 延床面積 | 主屋：172.42 m ² 離れ：18.71 m ² |
| 構造 | 主屋：木造平屋建瓦葺 離れ：木造平屋建 |
| その他 | 千葉市地域有形文化財（平成27年） |



2 修繕前の状況

- （1）本施設の照明器具及び電気配線（袋打ちコード）は設置時期が不明で、天井裏に配線が施されているため、現状確認が難しい。
- （2）一部客間の照明器具は経年劣化により点灯していない。
- （3）分電盤は設置から30年以上が経過し、耐用年数を超過している。

3 進捗状況について

実施設計と改修工事を令和元年度内に終わらせる予定だったが、入札不調により改修工事に着手することができなかった。

<令和元年度の事業経過>

| | | | | |
|------|-------|------|-----------|-------------|
| 令和元年 | 5月29日 | 実施設計 | 契約締結 | 津國建築設備設計事務所 |
| 令和元年 | 8月27日 | 実施設計 | 完了 | |
| 令和元年 | 11月8日 | 改修工事 | 入札不調（1回目） | |
| 令和元年 | 12月6日 | 改修工事 | 入札不調（2回目） | |



2度の入札不調で工期が確保できなくなったことから、年度内の実施が不可能となった。
（※検査等の諸手続きを含めると、最低でも3か月は工期が必要）

4 改修工事の方針変更について

実施設計の受託業者から提案があり、河東委員に確認の上、改修工事の方針を次のとおり変更した。

【旧方針】※前回の審議会時点

- (1) 既設の照明器具・スイッチ・コンセント等は、器具本体と分電盤側の配線を切り離し、絶縁処理する。既存の照明器具は意匠的な価値を有するため撤去せず、そのままの場所に残すこととする。
- (2) 既設の照明器具の代わりとして、据置（床置き）タイプ及び天井直付タイプの機器を新設する。天井意匠（格天井）の保存の観点から、天井直付タイプの設置数量は最小限とするよう実施設計の中で検討する。
- (3) 新設照明器具は、直付け人感センサーにより点灯を制御するものとする。
- (4) 既存の古い分電盤を新しいものに更新する。



据置タイプ①



据置タイプ②



天井直付タイプ



人感センサー



【現地確認により判明したこと】

- ・ (2)、(3) で想定していた照明器具の新設には、新たなコンセントの設置等が必要であるが、建物の構造上、室内の雰囲気を変えてしまうことなく実施するのは困難であること。（天井裏から柱を伝って配線を下ろしてくる必要がある。また、コンセントを埋め込むに適切な場所がない。）
- ・ 絶縁測定の結果、既存の照明器具は漏電のリスクが確認されなかった。



【新方針】

- (1) 経年劣化した既存の電気配線及び分電盤は新しいものに更新する。
- (2) 既存の照明器具は、原則としてそのまま活用する。（据置タイプや天井直付タイプの新設は行わない。）
- (3) 既存のスイッチ・コンセントは、新しいものに更新する。
ただし、昭和初期から中期に取り付けられたと思われる一部のスイッチ・コンセントは、内部の配線のみ更新し、スイッチ・コンセントは再取り付けする。

5 今後の予定

- 令和2年度 令和3年度予算編成で再度予算要求
※令和2年度予算編成には間に合わず
- 令和3年度 改修工事を実施